

## 横須賀市インバウンド受入環境整備事業業務委託 企画提案募集要項

外国人旅客の形態がモノ消費からコト消費へ、都市部から地方滞在へ需要が変化している。加えて新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の急速な緩和が進み、令和4年10月から訪日旅客の受入が再開されたことで、今後は外国人旅客を取り込むための地域間競争が激化することが予想され、これまで以上に効果的なアプローチが必要である。

そこで、ターゲット国を東南アジア諸国に絞り、訪日旅客が首都圏に滞在する際の日帰り旅客の取り込みを目指し、属性・特徴・趣味嗜好やコロナ後の旅行へのニーズ変化等の調査を行う。磨き上げるべき地域資源・造成コンテンツ、受入課題を可視化するために仮説検証を図り、今後の施策に反映することを目標とする。

### 1 委託業務の名称

横須賀市インバウンド受入環境整備事業業務委託

### 2 委託業務の内容

別添「横須賀市インバウンド受入環境整備事業業務委託仕様書」のとおり

### 3 委託料上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 参加資格

- (1) 本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (3) 横須賀市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 本募集要項に示す業務を履行する能力を有すること。
- (5) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。
- (6) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (9) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。
- (10) 日本国内の法人格を有するものであること。

## 5 スケジュール

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 募集開始        | 令和5年2月1日(水)                                      |
| (2) 質問書の受付      | 令和5年2月15日(水) 17時15分まで(必着)                        |
| (3) 質問に対する回答    | 令和5年2月20日(月)(予定)                                 |
| (4) 参加意思表明書の受付  | 令和5年2月21日(火) 17時15分まで(必着)                        |
| (5) 企画提案書の受付    | 令和5年2月28日(火) 17時15分まで(必着)                        |
| (6) 書面審査        | 令和5年3月6日(月)から8日(水)(予定)                           |
| (7) 書面審査の結果の通知  | 令和5年3月10日(金)(予定)                                 |
| (8) プレゼンテーション審査 | <del>令和5年3月14日(火)・15日(水)(予定)</del> ⇒令和5年3月20日(月) |
| (9) 選定結果の通知・公表  | <del>令和5年3月20日(月)(予定)</del> ⇒令和5年3月27日(月)        |

※参加者が4者以上の場合は、プレゼンテーション審査を行う3者を選定する目的で、企画提案書の書面審査を行う

## 6 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、「【様式3】質問書」を提出すること。質問に対する回答は、すべての参加申込書の提出者に対して、メール又はFAXで行う。

- (1) 提出書類 【様式3】質問書
- (2) 提出期限 令和5年2月15日(水) 17時15分まで(必着)
- (3) 提出方法 郵送、持参又はメール
- (4) 提出先 12問い合わせ先に同じ
- (5) 回答日 令和5年2月20日(月)(予定)

## 7 参加申込み

参加を希望する者は、必ず「【様式1】参加申込書(誓約書)」及び、「【様式2】役員名簿一覧表」を提出すること。参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

- (1) 提出書類 【様式1】参加申込書(誓約書)及び、【様式2】役員名簿一覧表
- (2) 提出期限 令和5年2月21日(火) 17時15分まで(必着)
- (3) 提出方法 郵送、持参又はメール
- (4) 提出先 12問い合わせ先に同じ

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、原則としてA4縦)

下記を必須として記載すること。

- ・ 提案会社の概要(組織内容、取扱業務内容について記載)
- ・ 本市が指定する国一覧からターゲット国を必ず2カ国選び、訪日旅行についての観光調査に関すること(1カ国の場合は不備とする)
- ・ ターゲット国のモデルコースの策定
- ・ 市内飲食店への受入環境整備提案
- ・ 事業全体スケジュール
- ・ 事業の目標及び効果検証に関すること

### ターゲット国一覧

1 フィリピン 2 台湾 3 タイ 4 インドネシア

※上に記載の国から必ず2カ国を選び、各国についての企画提案書を作成すること

- イ 業務実施体制（任意様式、A4縦）
  - ウ 他類似業務の実績（任意様式、A4縦）
  - エ 見積書（内訳明細を含む。任意様式）
    - ・ 宛名及び発行（提出）日を必ず記載すること
    - ・ 宛名は、「横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長」とすること
    - ・ 商号、所在地、代表者（役職、氏名、代表者印）を記載すること
- (2) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
- (3) 提出期限 令和5年2月28日（火）17時15分まで（必着）
- (4) 提出方法 郵送、持参又はメール
- (5) 提出先 12問い合わせ先に同じ

## 9 選定方法

本プロポーザルの審査は、横須賀市インバウンド受入環境整備事業業務委託事業者選定審査会が行う。

### (1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会による書面審査及び、プレゼンテーション審査の2段階で行う。

### (2) 書面審査

書面審査は、プロポーザル参加申込者が4者以上となった場合に、プレゼンテーション審査を行う3者を選定する目的で行うこととし、プロポーザル参加申込者が4者未満であった場合には、原則として全ての者についてプレゼンテーション審査を行い、企画提案書及び、プレゼンテーションを総合的に審査する。

ただし、提出された企画提案書の内容について、明らかに本業務の仕様を満たしていない場合は、参加申込者数にかかわらず、該当仕様を満たさない企画提案書を提出した者のプロポーザル参加は認めない。この場合において、当該参加申込者には、参加を認めない旨通知する。

なお、提案内容に疑義のある場合は、「参加申込書」記載の担当者に対して個別に聞き取りをする場合がある。

### (3) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、令和5年3月14日（火）から15日（水）（予定）に横須賀市役所にて開催する。各団体の発表時間は20分、質疑応答を10分程度行う。

審査においては以下の審査基準に基づき、企画提案書の内容及び、プレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

このほか、実施方法に関する詳細は参加事業者数や企画提案書の内容を踏まえて決定する。

### (4) 評価基準

企画提案書の内容を下記の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

審査項目	審査内容	配点
業務企画能力	ターゲット国の嗜好に基づく観光調査	10
	モデルコースの策定	20
	市内受入環境整備案	20
	事業目標・効果検証	10
	スケジュール	10
業務実施体制	実施体制、連絡体制、個人情報取扱体制	10
実績	過去の業務実績	10
見積	見積書の積算額	10
合 計		100

※同点の場合は、「業務企画能力」の各項目の合計点が最も高い提案者を採用する。さらに同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を決定する。

(5) 選定結果の通知

令和5年3月20日（月）（予定）までに通知。

## 1 0 業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行う。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には契約締結となる。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがある。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行う。

## 1 1 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとする。
- (5) 選定後、参加者名等は公表するが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表を行う。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は発注者の了解なく公表又は使用することはできない。
- (7) 本事業は、変更を伴う場合がある。その変更においては、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、対応することとする。

## 1 2 問い合わせ先

〒238-8550 横須賀市小川町1番地  
 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会事務局  
 (横須賀市文化スポーツ観光部観光課内)  
 担当者 三崎  
 電 話 046-822-9672  
 F A X 046-824-3277  
 メール cocoyoko@city.yokosuka.kanagawa.jp